

道標ない旅

自分も人も大切に

～思いやり
・チャレンジ
・しなやかな心～



令和2年度 第36号
2021. 3. 10発行
葉山町立長柄小学校
校長 益田孝彦
Tel. 046-875-6860
Fax. 046-876-0682

<http://www.town.hayama.lg.jp/nagae>

◆◆ 6年生が考えた給食メニュー、3クラス全部終了しました。大変好評でした。 ◆◆



6年3組考案 (3月3日 水曜日)

- ホイコーロー
- ごはん
- 小籠包
- コーンスープ
- 麦茶
- ソーダアイス

どちらのクラスもいろいろ考えてこのメニューにたどり着いたようです。とてもおいしくいただきました。お楽しみもあって、評判もすごく良かったです。

6年2組考案 (3月5日 金曜日)

- ミックスシチュー
- くろパン
- はるさめサラダ
- バニラアイス
- ジョア (プレーン)

彩りや、季節感(旬)にこだわったり、アレルギーの人も楽しめるように考えたり、6年生にとっても、とても良い学習となりました。

この時期にあって、この企画が実施できたことを喜びたいと思います。ご協力いただいた給食室の皆様、児童に代わって、改めて感謝をお伝えします。

◆◆ 空撮写真の大パネルが届きました。嬉しく思います。 ◆◆



児童の気分転換にと考えた、空撮でしたが、当日の晴れた空のプレゼントにとどまらず、「2020年在校証明証」をプレゼントで全校児童にいただいたり、5日金曜日には、写真の大パネルをいただくことができました。

コロナ禍にあって、明るい話題に心が和みます。職員玄関入り口の壁に掲示しましたので、皆様も機会があったらご覧ください。

◆◆ 通学路の安全に関する情報です。 ◆◆

- (1) 長柄交差点の歩道橋補修工事は、大きな工事部分が終了し、歩道橋自体の通行は可能となったとの連絡をいただきました。まだ、一部の小さな工事作業は残っていますが、通行の支障はないそうなので、お知らせします。
- (2) 芳町橋の補修工事について、全面通行止めは3/20(土) 9:00~17:00と決定しました。これにより、通学の支障はほとんどないこととなりましたが、20日が雨天の時だけ注意が必要です。雨天の場合は3/22(月)工事が行われますので、下校時には迂回が必要になります。ご注意ください。

◆◆ 校地内の安全に関して話題が二つあります。 ◆◆

(1) 校庭での遊び方についての情報共有です

先日、校庭でサッカーをしていた低学年児童の頭に、やはりサッカーで遊んでいた他学年のけったボールが当たりました。本校では、危険を避けるため、低・中・高学年それぞれに活動スペースを分けてサッカー等のボール遊びをするように指導していますが、残念ながら、それでも他学年との接触や、他学年のボールに当たってしまうようなことを完全に避けることはできません。今回は謝罪はあったものの、球が当たった児童を念のため保健室（職員室でも可）に連れてきて様子を見るまではできていませんでした。頭部に当ててしまった場合は、そこまでできるように、学校側でも指導していきますので、各ご家庭でのご指導も併せてお願い申し上げます。

(2) 校地内で車両通行する皆さんへのお願いです

先日、体育館横までのぼってくる坂道で、お迎えの保護者様との、正面衝突に繋がりがねないニアミスがあったとの報告を受けました。急がなければという事情はあるのかもしれませんが、お吾妻様付近には重要な横断歩道があり、児童が頻繁に通行しています。交通事故防止は一番大切な事項となります。校内は、徐行して安全運転に努められますよう、お願い申し上げます。

◆◆ ご存じの通り緊急事態宣言が期間延長となりました。 ◆◆

金曜日の全校へのメール配信にて、お伝えしましたが、緊急事態宣言期間の延長に伴い、今までとっていた本校の対応も延長することになりました。

①放課後再登校による学校校庭の開放を継続中止とします。（4時5分の完全下校を徹底します。）

②放課後サポート教室の開催を、今年度全面中止とします。（3月8日からの再開を断念しました。）

今年度一定の成果を上げることができた放課後サポート教室でしたが、今年度の開催はもうありませんのでよろしく願いいたします。サポート教室については4月以降も継続できるよう、現在色々の方策を模索しています。今年の規模より若干縮小するかとは思いますが、ニーズに応えられるよう準備に努めます。新学期に入ったらすぐに新方式を発表していけるとお思いますので、お待ちくださいますようお願い申し上げます。

◇◇ GIGA スクール構想 長柄小学校編パート2 ◇◇

4月より全校児童に貸与されるクロームブックについて、葉山町がどんな運用基準を持っているか紹介します。

【端末（クロームブック）について】

(1) 端末は学習や校務での使用を目的とし、私的利用をしてはならない。

(2) 端末は学校地内での使用を原則とする。

(3) 導入の初期段階については、児童生徒及び教職員が端末を家庭へ持ち帰ることは、原則、不可とする。ただし、長期欠席児童生徒や、学校が臨時休業等になった場合は、校長から教育委員会へ申請を行った上で、持ち帰りを可とする。

(4) 児童生徒への端末の貸与にあたっては、保護者から「承諾書」を提出していただく。提出に基づき、校長が許可を出す。児童生徒へ貸与した端末について、端末管理一覧表を教育委員会学校教育課まで提出する。

(5) 児童生徒用の端末は、3年間同じものを使用する。※1

(6) 児童生徒下校後は端末を充電保管庫に収納し、充電保管庫は施錠する。

(7) 自然故障以外の物損については、有償修理となるので、取り扱いには十分に気を付けること。

【インターネット及び校内ネットワークへの接続】

(1) 端末にはフィルタリング機能が施されているが、学習目的以外のウェブの閲覧は禁止とする。

ということで、使用できるようになるのは、保護者の皆様から「承諾書」を提出いただき、提出が完了してからとなります。※1の「3年間同じものを使用する」とありますが、来年の3年生と6年生は1年間、来年の2年生と5年生は2年間同じ端末を使用し、それぞれ、4年生・中学1年生に進学した際に、別の端末に切り替わります。

自然故障以外の物損については、有償修理となってしまうので、例えば神奈川県 PTA 協議会が推奨する「かながわ子どもセーフティプラン24」といった物損事故に対応できる損害保険等に加入すると良いと考えるところですが、ほとんどの個人賠償責任保険は、「学校の管理下中の定められたルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の賠償責任が生じないことが多く、補償の対象になりません。」とあり、注意が必要です。授業中クロームブックを落として破損させたとき、補償対象とならない可能性が多いと書いてあるのです。対応できるのは、「動産総合保険」のようですが、個人貸与の PC が適用される保険商品はまだないように感じています。（決して保険加入を強制しているわけではありませんので、参考程度とお考えください。）

「クロームブックを持って帰れないなら意味がない」と思う方も多くいらっしゃると思いますが、雲を意味するクラウドに、データは管理されているため、どこからでも、どの端末（自宅の PC、タブレット、iPhone、Android スマホ等）を使っても同じデータ（学校からの課題・教材や連絡・お知らせ、アンケート等）にアクセスできるのが特徴です。保護者の方が、お子様にどんな課題や宿題が出ているのかなども、確認できるようになることでしょう。